会館使用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は札幌市管工事業協同組合会館(以下「会館」という。)使用の効率的運営 を図るために必要な事項を定めるものとする。

(会館使用者)

第 2 条 この会館を使用できる者は組合員並びに賛助会員及び理事長が特に必要と認めた者とする。

(申 込)

第 3 条 この会館を使用しようとする者は、別紙(1)に定める申込書により使用日の3日前までに申込むものとする。

(原状回復)

第 4 条 会館使用者は、使用後は必ず原状回復するものとする。

(使用時間)

第 5 条 この会館の使用時間は次のとおりとする。

午前 8:45 ~ 12:00

午後 13:00 ~ 17:15

全日 8:45 ~ 17:15

夜間 18:00 ~ 21:00 ※組合員のみ

(休 日)

第 6 条 この会館は原則として組合の休日には使用できないものとする。

(使用料)

第7条 この会館の使用料は、別紙(2)に定める会議室使用料によるものとする。

(日 誌)

第 8 条 会館管理者は、会館の使用状況を明らかにするため日誌を作成するものとする。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めない事項については、理事長がこれを決めるものとする。

附 則

- この規程は昭和55年10月11日から施行する。
- この規程は昭和61年5月12日から施行する。
- この規程は平成21年1月13日から施行する。

会議室使用料金表

区 分	組合員		賛助会員		その他	
	第1会議室	第2会議室	第1会議室	第2会議室	第1会議室	第2会議室
午 前 8:45 ~ 12:00	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	5,000 円	5,000 円
午 後 13:00 ~ 17:15	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,000 円	5,000 円	5,000 円
全 8:45 ~ 17:15	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	10,000 円	10,000 円
夜 間 18:00 ~ 21:00	2,000 円	2,000 円				

- 1. 消費税は別途
- 2. 組合員が組合活動の一環として使用する場合には無料とする (支部の会議及び研修会、青年部会議 等)
- 3. 光熱費含む
- 4. 全階使用の場合には、第1第2会議室の合計金額とする